

財政的援助団体等監査の結果（令和5年12月15日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、県が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適正で効果的に行われているか、県が出資又は出えんを行っている団体については、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか、また、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、書面監査の方法により執行した。

書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

| | 機関名 | 監査実施日 | 職員調査日 | 監査の方法 |
|---|-----------------|------------|------------|-------|
| 1 | 一般社団法人広島聴覚障害者協会 | 令和5年12月15日 | 令和5年10月27日 | 書面 |

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 一般社団法人広島聴覚障害者協会

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業 聴覚障害者の各種相談・社会参加支援、意思疎通支援者の養成・派遣
- ・ 所在地 広島市南区皆実町一丁目6番29号
- ・ 代表者 代表理事 蔵本 則彦
- ・ 設立 平成27年7月28日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 施設名 広島県聴覚障害者センター
- ・ 所在地 広島市南区皆実町一丁目6番29号
- ・ 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 129,420,000円
(うち、令和4年度管理費用26,557,000円)
- ・ 所管課 健康福祉局障害者支援課
- ・ 利用状況(令和4年度)

| | | | |
|---------|--------|----------|---------|
| 研修室兼会議室 | 交流スペース | 情報提供スペース | 制作室 |
| 3,877人 | 1,995人 | 4,031人 | 621人 |
| 多目的室 | 相談室 | | 合計 |
| 57人 | 693人 | | 11,274人 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。